

介護保険負担限度額認定	[ショート]
-------------	--------

食費・居住費については、所得の段階（1段階～3段階①②）に応じて負担減額があります（要申請）。一定額以上の預貯金などの資産をお持ちの方（配偶者含む）は、非該当になります。

第1段階の方 生活保護受給者・世帯全員市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者 <u>【資産要件】 単身：1000万円以下 夫婦：2000万円以下</u>				
区分	居住費		食費	
	1日当たり	1月(30日)	1日当たり	1月(30日)
従来型個室	320	9,600	300	9,000
2人部屋	0	0		
第2段階の方 世帯全員市町村民税非課税で年金等の合計所得が80万円以下の方 <u>【資産要件】 単身：650万円以下 夫婦：1650万円以下</u>				
区分	居住費		食費	
	1日当たり	1月(30日)	1日当たり	1月(30日)
従来型個室	420	12,600	600	18,000
2人部屋	370	11,100		
第3段階①の方 世帯全員市町村民税非課税で課税年金収入が80万円超、 <u>120万円以下の方</u> <u>【資産要件】 単身：550万円以下 夫婦：1550万円以下</u>				
区分	居住費		食費	
	1日当たり	1月(30日)	1日当たり	1月(30日)
従来型個室	820	24,600	1,000	30,000
2人部屋	370	11,100		
第3段階②の方 世帯全員市町村民税非課税で、課税年金収入が120万円超の方 <u>【資産要件】 単身：500万円以下 夫婦：1500万円以下</u>				
区分	居住費		食費	
	1日当たり	1月(30日)	1日当たり	1月(30日)
従来型個室	820	24,600	1,300	39,000
2人部屋	370	11,100		